

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十八年二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

第十五号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
平成二十八年二 月一日	指定の年月日
和光市新倉四丁目千七百六十四番地先から 千七百八十七番地先まで	指定に係る道路の位置
二百十七・〇	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
八・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)